

3 今後の流れ(予定)


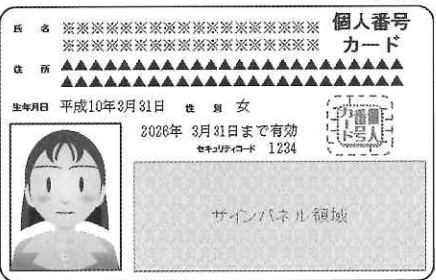
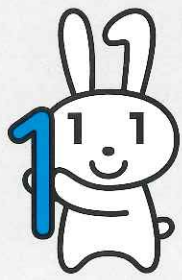
平成29年1月から — 国の行政機関の間で情報連携を開始します。

平成29年7月から — 地方自治体や医療保険者などと情報連絡を開始します。

4 新しく加入する方へ

新しく組合に加入する場合は、**番号(マイナンバー)確認**と**本人の身元確認**が必要となります。

次の区分のいずれかをご提出ください。

区分	個人番号を確認する書類	身元確認をする書類
1	<p style="text-align: center;">個人番号カード(写し)</p> <p>裏面</p>  <p>個人番号 1234 5678 9012</p> <p>氏名 花子</p> <p>生年月日 平成10年3月31日</p> <p>追加口座 子備領域</p> <p>表面</p>  <p>個人番号 カード</p> <p>氏名 花子</p> <p>住所</p> <p>生年月日 平成10年3月31日 性別 女</p> <p>2028年3月31日まで有効</p> <p>マイナンバー 1234</p> <p>サインパネル領域</p>	
2	<p style="text-align: center;">個人番号通知カード(写し)</p> <p>通知カード</p> <p>個人番号 1234 5678 9012</p> <p>氏名 番号 花子</p> <p>住所 ○○県■■市△△町◇◇丁目○番地</p> <p>平成10年 3月31日生 性別 女</p> <p>発行 平成27年10月○日 ■■■市長</p>	<p>次の①又は②の写真付証明書のうち1つ(写し)が必要になります。</p> <p>① 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など</p> <p>② 官公署から発行された写真付き資格証明書など</p>
3	<p style="text-align: center;">個人番号の記載された住民票</p>	

※家族の加入については、組合員が本人確認を行い、個人番号を正確に記入する場合のみ個人番号カード等(写し)の添付は不要です。

実施時期 平成28年10月 1日(土)以降 の加入者とします。